



下請法・下請振興法改正法の概要

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律)

新名称：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
「受託中小企業振興法」

令和 7 年 5 月
公正取引委員会
中小企業庁

現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和31年制定）。
- 法目的は、**下請取引の公正化**と**下請事業者の利益保護**。

下請法の適用対象

<①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・
修理委託の
場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

情報成果物作成・
役務提供委託の
場合

親：資本金5千万円超

下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超5千万円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたたき等

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

下請法の改正事項の概要

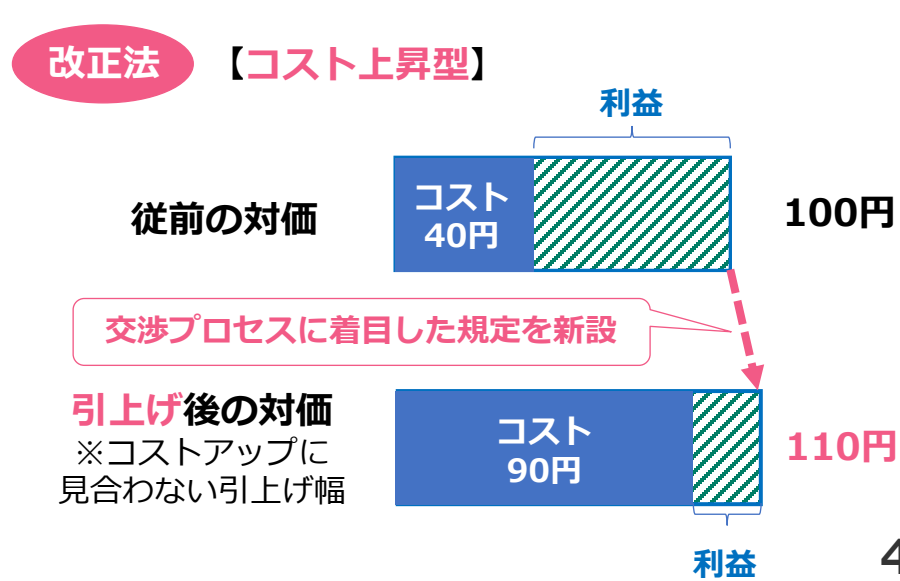
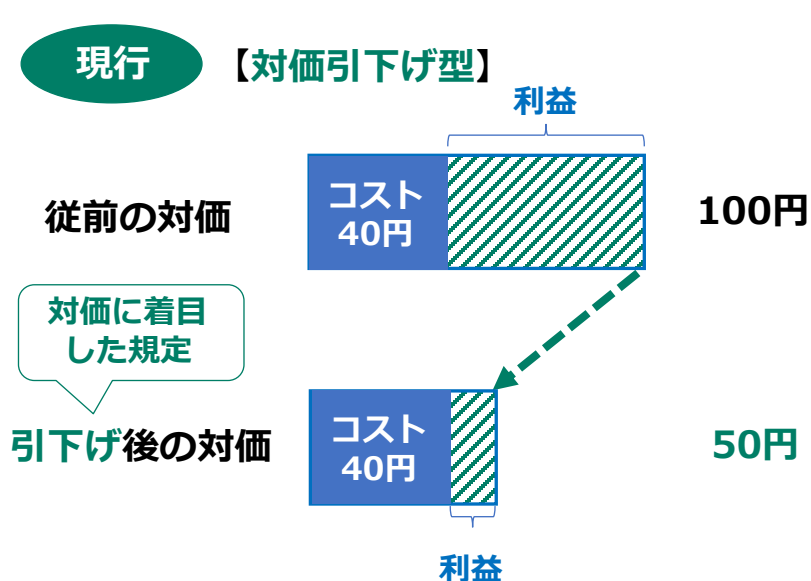
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

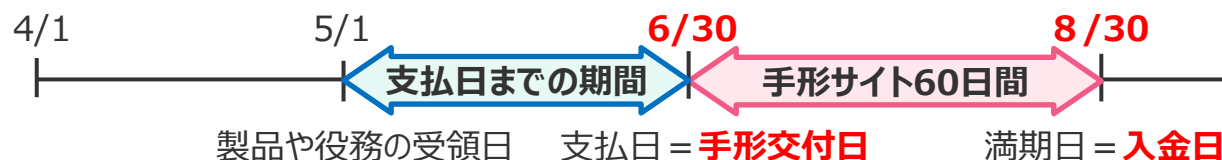
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

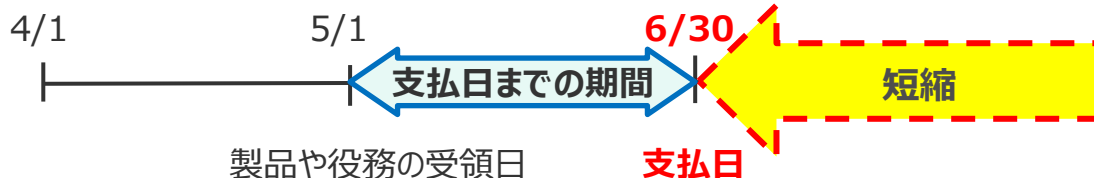
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

下請法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



下請法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

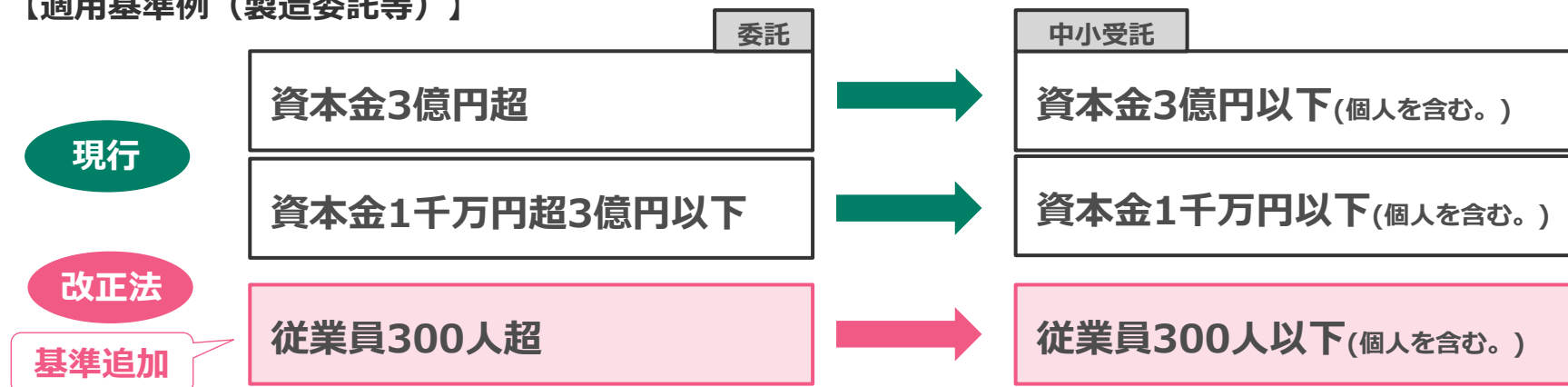
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の改正事項の概要

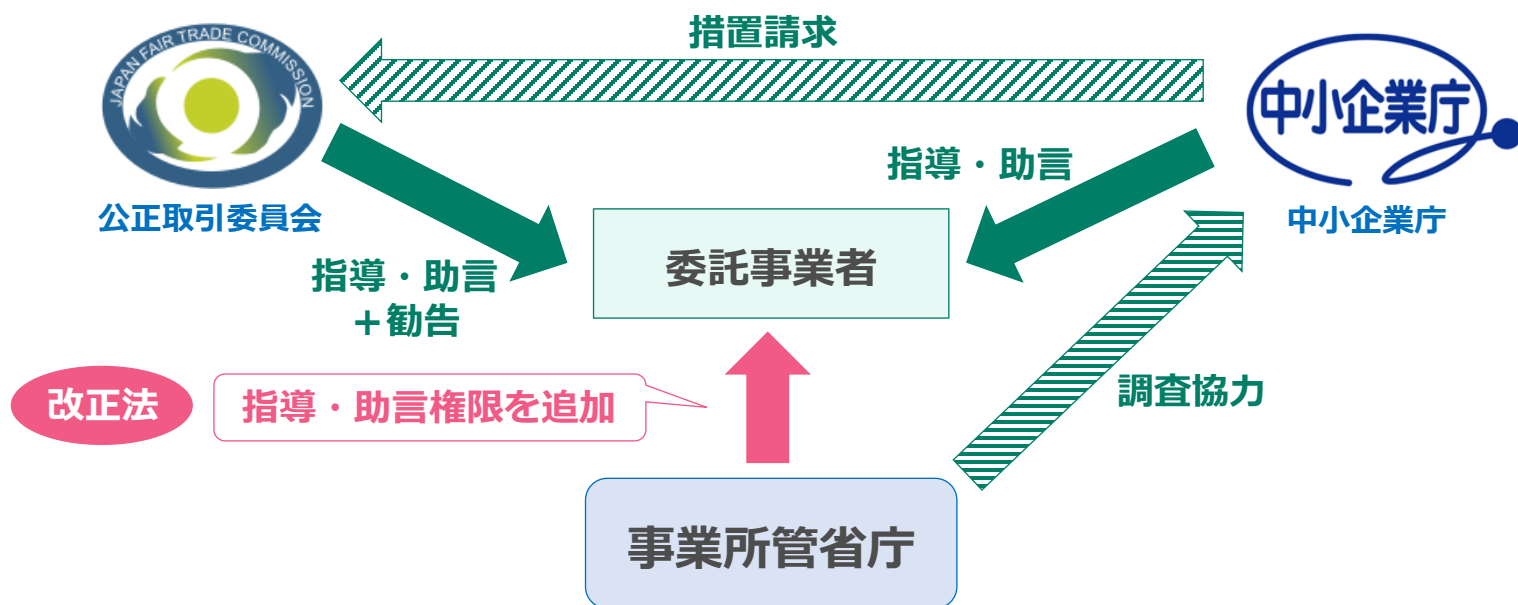
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



下請法の改正事項の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

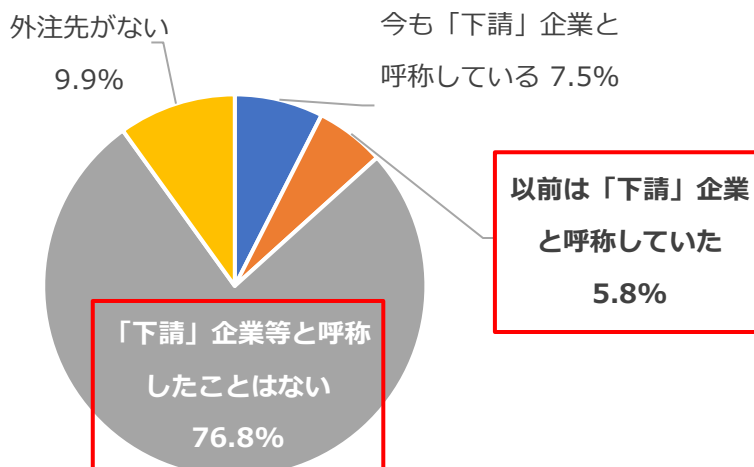
- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

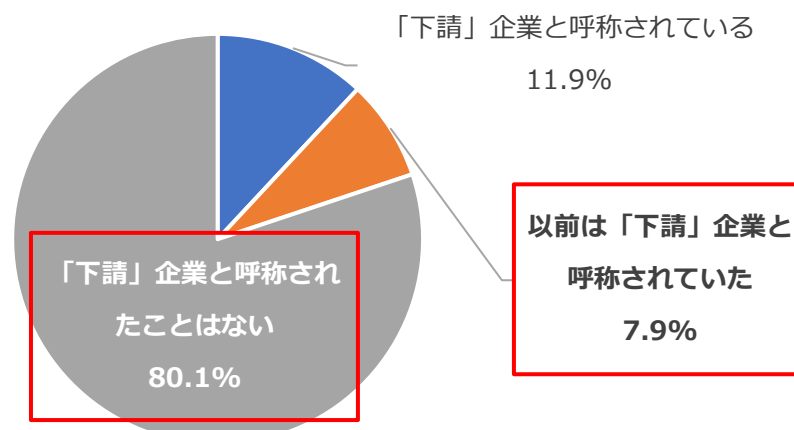
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)

【受注者としての声】



下請法の改正事項の概要

⑦ その他の改正事項

改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、**木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。**
- 書面交付義務について、**下請事業者から事前の承諾を得たときに限り**、書面の交付に代えて、**電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。**
- 下請代金の**支払遅延については**、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、**遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。**
- 受領拒否等をした親事業者が**勧告前に受領等をした場合**や、支払遅延をした親事業者が**勧告前に代金を支払った場合**に、**勧告ができるかどうかの規定上明確となっていない。**

改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、**金型と同様に製造委託の対象物として追加**する。
【新第2条第1項関係】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により提供可能**とする。
【新第4条関係】
- ◆ **遅延利息の対象に減額を追加**し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。
【新第6条第2項関係】
- ◆ **既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備**し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。
【新第10条関係】